



4A16
YTH0002

表

講座名		点数		※
刑訴法事例演習 8		2022年11月20日		
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	
			氏名	

答案用紙 1 頁

1. (1) 本件では A 会の東京本部事務所を捜索場所とする捜索差押許可状(刑事訴訟法 ~~222 条 1 項~~ 218 条、以下法名略。)に基づき同事務所の捜索をしているところ、B がパソコンから何かを取り出して自己のスボンのポケットに突っ込んで事務所入口から逃げ出したのを目撃した K が B を追跡し、B を背後から押さえて、スボンの中を捜索した行為は許されるか。場所を捜索対象とする捜索令状によって着衣を含む人の身体捜索をすることによって生じるか問題とする。

ア、この点、刑事訴訟法は捜索対象として「身体」と「場所」を区別しており(219 条 1 項)、身体に対する捜索によって侵害される人身の自由やプライバシーは場所に対するプライバシーとは異質なものであるから、原則として場所に対する令状によって人の身体を捜索することは許されず、別個に身体に対する令状が必要であると解される。しかしながら、捜索場所に居る者が自己の着衣や身体内に差押目的物を隠匿していることを認めるときに足りる合理的理由がある場合は本来行えなはずの捜索、差押処分に対する妨害を排除するために必要と認められる場合、捜索、差押に「必要な処分」(222 条 1 項、111 条 1 項)として ~~身体に対する捜索も行うことが~~ 許されるといえる。

そして、「必要な処分」とは捜索、差押えという本体的処分に伴う付随的行為として当然に認められるものと解され、裁判官が本体的処分を許可するにあたり付随的行為についても合わせて包括的に許可したものと解されるから、付随的行為につき、裁判官が個別に審査、許可したものでなくとも行うことが許されるものといえる。

もっとも、比例原則により、付随的行為は捜索差押の目的達成のために必要かつ相当な限度に止まるものでなければならぬ。

21 捜索場所である同事務所内にいたスボンのポケットの中に入れて

イ、本件では先述の通り、B がパソコンから何かを取り出して事務所の外に逃げ出し、そこから、ポケットの中に差押目的物を隠匿していることを認めるときに足りる合理的理由が



あるといえる。

また、上記許可状に基^レき 同事務所の捜索目的は無限連鎖^① 講^② 防止に^③ 関する

法律違反の被疑事実に関連する証拠物の収集であり、Bの前記一連の

行動を現認しているKはBが着衣に隠匿した物が差押目的物であり

「よって」現状回復する必要があり、その前提としてBを追跡し、^④ Bを背負から

押さえて、着衣を捜索^⑤ する行為には本体的^⑥ 及び目的^⑦ 的要素差押えとの一体性が

あると評価でき、必要性も認められる。

さらに、上記行為はBに傷害を負わせたり着衣を損壊したりするようなものでは

なく、行為の程度としても相当性を欠くとはいえない。

よって^⑧ 上記行為は捜索・差押えに付随する行為、「必要は^⑨ 処分」として許される。

(2) LがUSBメモリ2本及びBが持ち出したUSBメモリ1本、DVD1枚をいずれもその

内容を確認することなく差押えに(218条)行為は許される。

~~差押えをするには上記~~ 上記許可状に基^レき 差押えの実施にあつては、~~捜査機~~ 関は^⑩ ①状に記載の物件の種類に該当すること、及び②当該物が被疑事実との関連

性を有することを確認する必要がある。

①については、上記許可状に「USBメモリ、DVD等」との記載があるから充足しているといえる。

しかる、先述のように内容を確認することなくなされた上記行為は②についての確認をしないから許されないと考えられる。

そこで、電磁的記録媒体を差押えの際に内容を確認しない^⑪ 差押えが^⑫ できるかが問題となる。

了。この点、電磁的記録媒体は文書とちがって可視性可読性を欠き、大量の

(注意事項)

1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追記記号はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意

- (1) 答案は横書きとし、解答部の枠内に頁数に従って書き添
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、イ
筆点となります。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は
(4) 答案用紙の裏面を書き添えて答案を作成した場合は、
時間終了後に記載することは認めません。）、
(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断され

45 情報取扱いを含み得る上、内容を消去することが容易でかつ、その痕跡も残りにくいという

46 特徴を~~持つ~~有する。だとすると、現場で内容を確認することが困難な場合が

47 ある。

48 そこで、差し押さえるような物の中に被疑事実と~~は~~に関する情報があることが記録されている

49 蓋然性が認められる蓋然性の場合において、そのような情報が実際に含まれているか

50 をその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるといは

51 内容を確認することによりかかる蓋然性的記録データを差し押さえることが許されると

52 解する。

53 イ、本件では~~レバ~~上記DVDの内容を確認しようと警察用のパソコンに~~上記~~DVDを挿入

54 したところ、データが消去 A会X代表の使用する机の中から発見された^{DVD}重要資料と

55 記載された封筒の中にあるUSBメモリ2本と、Bが持ち出して逃げようとしたUSB1本

56 は、^{前者は}被疑事実と関連する情報があるといえるような記載の封筒に入っており、9発者は

57 Bが罪証隠滅しようとして持ち出したものと考えられることから、いずれも被疑事実と

58 関連する情報があることが記録されている蓋然性が認められる。

59 また、レバ上記DVDを警察用パソコンに挿入し内容をディスプレイに表示して確認

60 しようとしたところ、消去ソフトが組み込まれていたことにより~~内容~~データが消去されたことから、

61 DVDのみならずUSBメモリに~~712~~消去ソフトが組み込まれ、専門家に依頼せず

62 その場で確認していたのでは記録情報を損壊される危険があったといえる。

63 したがってレバ上記差し押け行為は許される。

64 ~~オ~~

65 以上

66